住宅火災から家族の命を守るために
住宅用火災警報器の設置を
～6月1日は住宅用火災警報器普及促進デー～

千葉県では、住宅用火災警報器などの設置を義務付ける改正消防法の施行日（平成十八年）にあたる六月一日を「千葉県住宅用火災警報器普及促進デー」と定めました。

住宅火災時の逃げ遅れが原因による死者数の低減と、住宅防火の徹底、新築および既存住宅への住宅用火災警報器早期設置を含めた住宅防火への意識の高揚を図るため、県内全域で「住宅用火災警報器普及促進運動」を展開します。

銚子市でも、火災予防条例で設置を義務化し、新築の住宅は平成十八年六月一日から、既存の住宅は猶予期間を設け、平成二十年五月三十一日までに設置が必要となります。

住宅用火災警報器とは？

住宅の壁や天井に設置することで、火災による煙を感知し初期段階で警報音や音声により知らせる器具のことです。

住宅用火災警報器

壁取り付け式

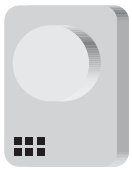

天井取り付け式

※取り付け方などは、取扱店へ相談し、または取扱説明書をよく読んで、正しい位置に取り付けましょう

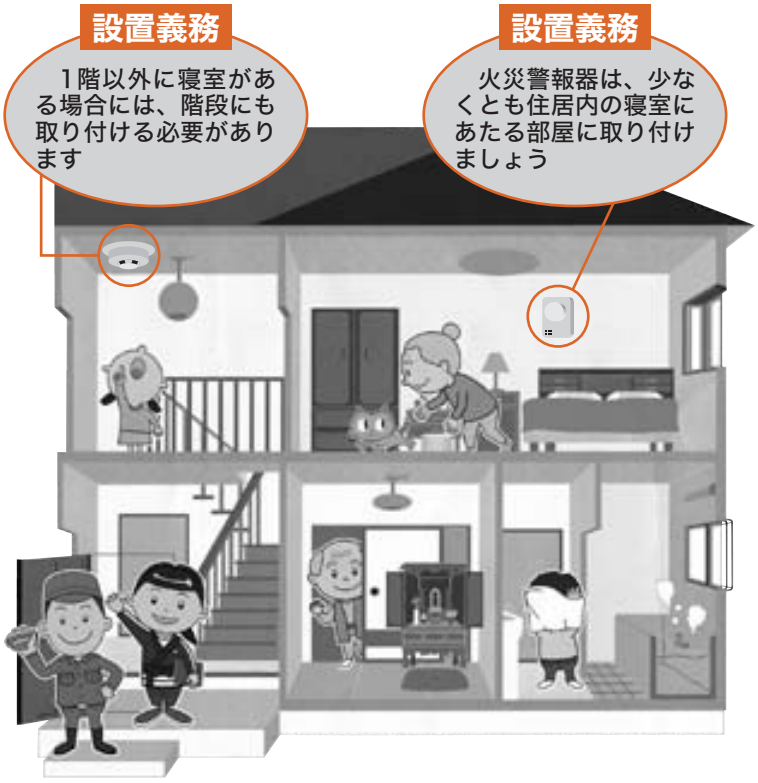

家のどこに取り付ければいいの？

火災警報器の取り付け場所は、基本的に**「寝室」**として使用する部屋です。

また、寝室が二階などにある場合は、避難経路となる**下の階へ通じる階段**にも設置が必要となります（寝室が一階の場合は、階段への設置義務はありません）。

どこで買えばいいの？

住宅用火災警報器は、消火器などとともにホームセンターなどでも取り扱っています。

なお、火災警報器の品質を保証するものに、日本消防検定協会の鑑定があります。

火災警報器購入の目安として左記のNSマークが付いているものを選びましょう。

NS 日本消防検定協会

訪問販売にご注意下さい！

最近、消防署の名をかたり住宅を訪問し、住宅用火災警報器を販売しようとする事例が各地で発生しています。

市では、特定の業者による警報器などの取り付けをあっせんすることはありません。

少しでも不信に思ったら消防本部予防課へお問い合わせ下さい。

問合せ　◎消防本部予防課
☎(22)3295
◎住宅防火対策推進協議会
☎0120(565)911

特定市営住宅の入居者を募集

市では、特定市営住宅の入居者を募集しています。

この住宅は、一般市営住宅に入居できない中堅所得者が対象で、市外に住んでいる方も申し込みできます。

募集住宅	小畑新町特定市営住宅(小畑新町7768)
募集戸数	1戸(2階建2階)※駐車場(1台分)付き
間取り(畳)	和6・和6・洋5・LDK
家賃(月額)	5万円
所得基準	入居しようとする世帯全員の月額所得総額が20万円を超え39万7千円以下

募集期間　5月1日～21日（土･日曜日、祝日を除く）

申込方法　市役所4階都市整備課に備え付けの用紙で同課へ直接

その他　入居には所得が一定の範囲内であることなどの条件があります。※単身の方は入居できません

問合せ　都市整備課☎(24)8899